マイナンバーカードについてのお知らせ

マイナポイント第２弾の対象となるカードの申込み期限について

マイナポイント第２弾のポイント付与対象となる、カードの申込み期限は令和４年１２月末までとなっております。

ポイントのお受取をお考えの方は、１２月中にマイナンバーカードをお申込みください。

※令和５年１月以降もマイナンバーカードの申込みは可能ですが、マイナポイントの付与対象にはなりませんのでご注意ください。

【マイナポイント第２弾について】

対　象：令和４年１２月末までにマイナンバーカードの申請をされた方、既にマイナンバーカードをお持ちの方（第１弾ポイントを申請していない方も含む）

ポイント申込期限：令和５年２月末まで

内　容：①マイナンバーカード新規取得による５，０００円分相当のポイント付与
※キャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
②健康保険証としての利用申し込みによる７，５００円分相当のポイント付与
③公金受取口座の登録による７，５００円分相当のポイント付与

○マイナポイント付与のお手続きの際にご持参いただくもの

① マイナンバーカード（カード受取の際に設定した４桁の暗証番号が必要です）
② 健康保険証
③ 公金受取口座にする本人名義の口座情報が分かるもの（通帳等）
④ ポイントを付与するカード（ICカード、電子マネー、クレジットカード等）

【事前予約制】マイナンバーカードに関する臨時開庁について

現在、臨時でマイナンバーカード窓口を開設しております。

ご利用の際には、事前予約が必要となりますので、来庁希望日の前日（平日）の午後５時１５分までに、戸籍住民グループにご連絡をお願いいたします。

また、詳しい内容につきましては、戸籍住民グループにお問合わせください。

開庁日時　令和４年１２月２３日（金）までの平日（土・日・祝日を除く）
午後７時まで（来庁希望日の前日の午後５時１５分までにご予約願います。）

場　　所　役場１階戸籍住民係窓口

必要書類　①カード受け取りの方：本人確認書類、通知書（ハガキ）、通知カード
②マイナポイントの付与の方：マイナンバーカード、保険証、通帳（公金受け取り口座用）、ポイントを付与したい決済サービスのカード
③カード交付申請の方：本人確認書類、交付申請書、写真

※お受け取りなどにつきましては、原則ご本人のみとなります。

※取り扱い業務は、マイナンバーカードの受け取り、マイナポイントの付与、マイナンバーカードの交付申請のみとなります。

問合せ　福祉課 戸籍住民グループ　☎２１―２１２０

令和４年度余市町転倒防止融雪マット配付事業の申請受付の終了について

転倒防止融雪マット配付事業につきましては、配付要件に該当した多くの方より申請をいただいておりましたが、令和４年１１月１５日付けをもって、申請件数が上限に達したことから、申請受付を終了いたしましたので、お知らせいたします。

問合せ　福祉課 高齢者福祉グループ　☎２１―２１２０